

# 山梨県公報

号外第二十二号

令和二年

三月三十一日

火曜日

## 目次

### 告示

- 附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………一
- 公印の作成……………一

### 訓令

- 山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令……………二
- 職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………四
- 出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………六
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………六
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………六
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………八
- 山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………九
- 山梨県統計データベース管理規程を廃止する訓令……………一〇
- 山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令……………一〇
- 山梨県議会事務局職員勤務規程の一部を改正する訓令……………一〇

## 告示

### 山梨県告示第百三十九号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(令和二年山梨県条例第十一号)による改正後の山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、令和二年四月一日から附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県地方 税制等検討 会	本県にふさわしい 税制の構築を図る ための課税自主権 の活用等に係る審 議に関する事務	九人以内	一 学識経 験のある 者 二 税理士 三 経済団 体の役職 員	令和二年 四月一日 から令和二 年十二月 三十一日ま で	総務部 税務課

### 山梨県告示第百四十号

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の各号に掲げる山梨県知事印、山梨県知事職務代理者印及び山梨県印を当該各号のとおり作成し、令和二年四月一日からその使用を開始する。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 山梨県知事印(第五)(十五 障害者相談所用)

印影



二 山梨県知事職務代理者印(第二)(十三 障害者相談所用)

印影



三 山梨県印（第四）（十三 障害者相談所用）  
印影



# 訓令

## 山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関  
本 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

別表中一の項を削り、二の項を一の項とし、同表三の項中「及び育精福祉センター（児童一寮支援課及び児童二寮支援課に限る。）」を削り、「業務に従事する者」の下に「子ども心理治療センターうぐいすの杜に勤務する職員」を加え、同項を同表二の項とし、同表中四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同表七の項中「果樹・六次産業振興課」を「販売・輸出支援課」に改め、同項を同表六の項とし、同表中八の項を七の項とし、同表九の項中「及び東京都千代田区有楽町二丁目」を削り、同項を同表八の項とし、同表中十の項を九の項とし、同項の次に次の二項を加える。

十 美術館、考古博、物館及び	四週間	勤務時間の割振り	一時	月曜日（この日が休日）に当たる場合は、その翌日。ただし、四月二十九日から五月五日までの日が月曜日に当たる
----------------	-----	----------	----	--

文学館に勤務する職員	時間（ただし、休憩時間を除く。）	は、館長が定める。	割振り	は、館長が定める。	る場合は、館長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の一日。以下この項において同じ。）及び館長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の四の日
十一 博物館に勤務する職員	四週間について百五十五時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振り	一時	は、館長が定める。	火曜日（この日が休日）に当たる場合は、その翌日。ただし、四月二十九日から五月五日までの日が火曜日に当たる場合は、館長が四週間ごとの期間について定める火曜日以外の一日。以下この項において同じ。）及び館長が四週間ごとの期間について定める火曜日以外の四の日

### 附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

## 山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関  
本 庁

労働委員会事務局

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員勤務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時又は非常勤の職員を除き、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。以下」を「以下」に改める。

第二条第一項の表知事の部署長の款中「次長、技監」を「技監、地域力強化推進監、次長、文化振興監」に、「富士山世界遺産センター所長、総合理工学研究機構総長、富士山科学研究所長、宝石美術専門学校長及び産業技術短期大学校長」を「総合理工学研究機構総長、富士山科学研究所長、宝石美術専門学校長、産業技術短期大学校長、富士



中北保健所（峡北支所を除く。）に置かれる職（所長を除く。）であつて中北保健福祉事務所に置かれる職と同一のものの中「（峡北支所を除く。）を削り、同表中北保健所峡北支所に置かれる支所長の項及び中北保健所峡北支所に置かれる職（支所長を除く。）であつて中北保健福祉事務所峡北支所に置かれる職と同一のものの中を削る。

**附則**

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県訓令甲第四号**

本 庁  
出 先 機 関  
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「臨時又は非常勤の職員を除く一般職員」を「一般職の職員」に改める。

第七条を次のように改める。

（衛生管理医）

**第七条** 職員の健康管理その他知事が定める事項を行わせるため、衛生管理医を置く。

2 衛生管理医は、法第十三条に規定する産業医その他医師である者のうちから知事が指名する者をもつて充てる。

第九条の二第二項中「オリンピック・パラリンピック推進局、リニア交通局、防災局、子育て支援局、エネルギー局及び出納局」を「局（出納局を含む。以下同じ。）」に、「オリンピック・パラリンピック推進局、リニア交通局、防災局及びエネルギー局」を「職員が五十人未満の局」に改める。

第二十一条を削り、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

**第十八条** 総括安全衛生管理者は、職員の心身の状態に関する情報を適切かつ有効に取り扱うことを目的として県が定める指針に基づき、当該情報を適正に管理しなければならない。

2 職員の安全又は衛生に関する業務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らすてはならない。  
別記様式を次のように改める。



附則  
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県訓令第五号

本 出 先 機 関  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令  
出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改

正する。  
別表一の項を次のように改める。

一 福祉プラザ	障害者相談所	
	精神保健福祉センター	
	女性相談所	

別表六の項を削り、同表中五の項を六の項とし、二の項から四の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次の一項を加える。

二 子どものこころ サポートプラザ	中央児童相談所	
	こころの発達総合支援センター	
	子ども心理治療センターうぐいすの杜 <small>も</small>	

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 出 先 機 関  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員の出先機関  
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員の出先機関  
職員の出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

別表二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を削り、二十一の項を二十三の項とし、六の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、同表五の項中「販売・輸出支援室」を「販売・輸出支援課」に改め、同項を同表七の項とし、同表中四の項を削り、三の項を五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六 森林整備課	市町村が行う森林 経営管理事業に 対する支援に関する 業務	甲府市武田一丁目
---------	--	----------

別表中二の項を四の項とし、同項の前に次の一項を加える。

三 火山防災対策室	富士山火山防災対 策に関する業務	富士吉田市上吉田二丁目
-----------	---------------------	-------------

別表中一の項を二の項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 国際戦略グル ープ	企業に対して行う 外国人雇用に関す る相談業務	甲府市飯田二丁目
----------------	-------------------------------	----------

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

山梨県知事 豊 崎 幸太郎  
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「総合政策部秘書課」を「知事政策局秘書グループ」に改める。

「政策企画課 秘書課 広聴広報課 地域創生・人口対策課 外国人材受入支援課 オリエンピック・パラリンピック推進課 県民生活・男女参画課	政企 秘 広聴 地創 外受 オパ推 県民男女」	「政策企画課 秘書課 広聴国際 オリエンピック推進課 県民生活・男女参画課
---	---	---

画ゼグループ 査ゼグループ ループ 報ゼグループ 略ゼグループ ピック・パラリンピック推進課 ツ振興課 活総務課	政企 政調 秘 広聴 国際 オパ推 ス振 県民総」	「消費生活安全課 生涯学習文化課 世界遺産富士山課 消生安 生文 世富」
---	--	---

「県民安全協働課 地域創生・人口対策課	県安働 地創」	「森林環境総務課 「エネルギー政策課 産業政策課 商業振興金融課 新産業・経営革新支援課 地域産業振興課 企業立地・支援課	「森林環境 環境・工 政 産政 商振金 新経 地産 立地」	「森林環境 環境・工 政 産政 商振金 新経 地産 立地」	「産業政策課 成長産業推進課 産業振興課
------------------------	------------	---	--	--	----------------------------

「観光文化政策課」

「観光企画課 観光プロモーション課 観光資源課 国際観光交流課 農政総務課 農村振興課	「観光企画課 観光プロモーション課 観光資源課 国際観光交流課 農政総務課 農村振興課	「観光振興課 観光資源課 世界遺産富士山課 文化振興・文化財課 農政総務課 担い手・農地対策課 販売・輸出支援課 農業技術課
--	--	---

「花き農水産課 農業技術課 「食糧花き水産課 農村振興課 「販売・輸出 担い手・農	「花き農水産課 農業技術課 「食糧花き水産課 農村振興課 「販売・輸出 担い手・農	「食糧花き水産課 農村振興課 「販売・輸出 担い手・農
--	--	--------------------------------------

「資活用室 火山防災対策室 「県民生活センター 富士山世界遺産センター 富士山科学研究所	「資活用室 火山防災対策室 「県民生活センター 富士山世界遺産センター 富士山科学研究所	「資活用室 火山防災対策室 「県民生活センター 富士山世界遺産センター 富士山科学研究所
--	--	--

「あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 「あけぼの医療福祉セン 「こころの 子ども心	「あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 「あけぼの医療福祉セン 「こころの 子ども心	「あけぼの医療福祉セン 「こころの 子ども心
---	---	------------------------------

「富士山世界遺産センター  
埋蔵文化財センター」

研究所 森研 「バスポートセンター」 「パス」 や  
 学研究所 富研 博物館  
 考古博物館  
 文学館

「東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 畜産酪農技術センター 水産技術センター 総合農業技術センター 病害虫防除所 果樹試験場 専門学校農業大学校	東畜 西畜 畜酪セ 水技 総農セ 病防 果試 専農校	「総合農業技術センター 病害虫防除所 果樹試験場 専門学校農業大学校 東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 畜産酪農技術センター 水産技術センター	総農セ 病防 果試 専農校 東畜 西畜 畜酪セ 水技
---	---	---	---

「富士・東部建設事務所 富東建  
 中部横断自動車道推進事務所 中横推」

「東建」に改める。  
 附則  
 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県訓令第八号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令  
 令和二年三月三十一日  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令  
 山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。  
 第一条の二第一号中「第十二条第一項」を「第十二条第三項」に、「同規則第十二  
 条の二第一項、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項、第十二条の五第一項及び第  
 十二条の六第一項に規定する局長並びに」を「及び」に改め、同条第二号中「室長」の

本 庁  
 出 先 機 関  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

下に「同規則第十四条の二第三項に規定する政策参事等」を加え、同条第四号中「副  
 所長、同条第三項に規定する事務局長、同条第四項に規定する副所長、同条第九項に規  
 定する副所長、同条第十項に規定する事務局長」を「事務局長、同条第八項及び第十項  
 に規定する副所長、同条第十一項に規定する事務局長、同条第十三項に規定する副所  
 長、同条第十四項から第十七項までに規定する副館長」に改める。

第二条第一号中「税務出納員印」を「税務出納員印  
 企業出納員印」に改める。

第八条第一項第一号中「総合政策部専用」を「知事政策局専用」に、「総合政策部政  
 策企画課の課長」を「知事政策局政策企画グループの政策参事」に改め、同項第二号中  
 「オリンピック・パラリンピック推進局」を「スポーツ振興局」に改め、同項第三号  
 中「県民生活・男女参画課」を「県民生活総務課」に改め、同項第十号を削り、同項  
 第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「観光部専用」を「観光文化部専用」に、  
 「観光部観光企画課」を「観光文化部観光文化政策課」に改め、同号を同項第十一号と  
 し、同項第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、  
 同項第二十一号中「富士山世界遺産センター、富士山科学研究所及びこの発達総合  
 支援センターの副所長」を「この発達総合支援センター、富士山科学研究所及び富  
 士山世界遺産センターの副所長並びに美術館、博物館、考古博物館及び文学館の副館  
 長」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三  
 号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表知事印の項中「総合政策部用」を「知事政策局用」に、「観光部用」を「観光文  
 化部用」に、「エネルギー局用」を「削除」に、「オリンピック・パラリンピック推進  
 局用」を「スポーツ振興局用」に、「中北保健福祉事務所用」を「削除」に、「峡南建  
 設事務所身延合同庁舎用」を「峡南建設事務所身延支所用」に、「十四 東京事務所  
 用」を「十四 東京事務所用」に改め、同表知事職務代理者印の項中「中北保健福祉  
 事務所用」を「削除」に、「峡南建設事務所身延合同庁舎用」を「峡南建設事務所身延  
 支所用」に、「十二 中央児童相談所用」を「十二 中央児童相談所用」に改め、同表

課長印の項中

県 〇 〇	局 ) 〇 〇	室 ) 長 印
を	県 〇 〇	部 課 印
	) 〇 〇	等 印
	) 長	

に改め、同表出先機関の事務局長



館長之印	所長印
第四	第三
二十一 ミリメ トル 平方	二十一 ミリメ トル 平方
一般文書用	一般文書用

に改め、同表税務出納員印の項の次に次のように

印の項中

山梨県〇〇事務所（所、センター等）副所長印

第三

二十一  
ミリメ  
トル  
平方

一般文書用

山梨県立  
〇〇館副

山梨県〇〇事務所（所、センター等）副

を

山梨部（課）

山梨（局室）

加える。

企業出納員印	企業出納員印
第一	第一
十八ミ リメー トル平 方	十八ミ リメー トル平 方
下水道室出納事務用	流域下水道事務所出納事務用

別表県印の項中「中北保健福祉事務所用」を「削除」に、「峡南建設事務所身延合同庁舎用」を「峡南建設事務所身延支所用」に、「十二 中央児童相談所用」を「十二 中央児童相談所用」に改める。

十三

**附則**

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県訓令甲第九号**

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「政策企画課長」を「政策参事」に改める。

本 出 先 機 関 庁

**附則**

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県訓令甲第十号**

本 出 先 機 関 庁

山梨県統計データバンク管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県統計データバンク管理規程を廃止する訓令

山梨県統計データバンク管理規程（昭和五十七年山梨県訓令甲第十二号）は、廃止する。

**附則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**その他**

**山梨県議会訓令甲第一号**

山梨県議会議事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県議会議長 山 田 一 功

山梨県議会議事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県議会議事務局規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、守衛長、副守衛長、守衛」を削る。

**附則**

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県議会訓令甲第二号**

山梨県議会議事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山梨県議会議長 山 田 一 功

山梨県議会議事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県議会議事務局職員服務規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第二号）の一部を次

のように改正する。

第一条中「臨時又は非常勤の職員を除く。以下」を「以下」に改める。

第二十一条「うえで退室届（第十三号様式）を守衛に提出して」を「上で」に改める。

第十三号様式を削る。

**附則**

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。